

弁護士 山下江の  
実務に役立つ  
企業法務の基礎

第 30 回

手形 小切手について (1)

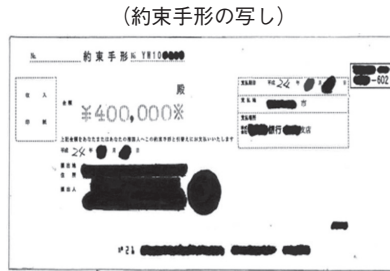
今回から数回にわたり、商取引に多く用いられている手形・小切手について、説明していきます。

例えば10億円の現金を用意する必要があるときには、その手間やリスクはかなり大きくなりますが、手形や小切手を利用すれば、紙切れ一枚の用意で足り (支払の用具)。

また、代金の支払いをするときに、現在手持ち資金がなくても、手形や小切手を利用すれば、その支払期日までに資金を用意すれば足り (信用の用具)。さらに、使用される場面は少ないですが、為替手形は、送金または取立の用具として利用されています (為替手形の説明は省略します)。

約束手形について

これが実物のコピーです。 (特定できるところは黒でつぶしています)



(約束手形の写し)

約束手形は、振出人が受取人に対し、一定の金額の支払いを約束する支払約束証券です。そのしくみを図示すると以下のようになります。

①まず、振出人 (A) は、取引銀行 (A 銀行 II 支払銀行) と当座勘定取引契約を締結します。  
②約束手形に手形金額・支払期日など必要事項を記載し、受取人 (B) に対し、手形を振出します (交付)。

③受取人は、自社の取引銀行 (B 銀行 II 持出銀行) に対し、取立を依頼します。  
(B は第三者 C に裏書譲渡した

り、銀行に割引をしてもらい現金に換えることもできます。C はさらに他の者 (D) に裏書譲渡することもできます。こうして手形は転々譲渡されることもあります)。

④B 銀行は、手形交換所へ手形を持ち出します。  
⑤A 銀行は、手形交換所からその手形を持ち帰ります。

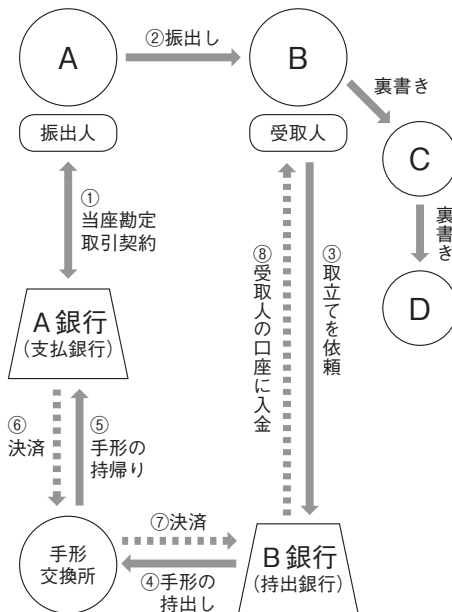
⑥⑦A 銀行 ↓ 手形交換所 ↓ B 銀行 という順に決済が行われます。

⑧そして、B 銀行の受取人 (B) の口座に入金が行われます。

こうして振出人は受取人に対し一定の金額の支払いをし、受取人は同金額を受け取るようになるのです。

手形は厳格な要式が定められており、必要的記載事項が一つでも欠けるとその手形は原則無効となるので、注意が必要です。必要的記載事項は、約束手形文言、支払約束文句、手形金額、支払期日、支払地、受取人の名称、振出日、振出地、振出人です。

手形小切手のしくみ



**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com  
相談予約専用フリーダイヤル なやみよまるく  
0120-7834-09  
予約受付：年中無休 7時～24時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュークランドタワー隣

◆相談料：30分 5,000円

◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています

◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー  
第6回「契約書作成について」講師：弁護士 田中 伸

企業法務においては、発生した紛争等に対処する「臨床法務」だけでなく、紛争や損害の発生を未然に防止・回避するための「予防法務」も重要となってきますが、契約書は、契約内容を明確にするとともに、無用な紛争を防止するうえで、とても有用なツールになるのです。このセミナーでは、契約書作成の重要性や、契約書を作成するうえでのポイントについて解説します。

日 時：平成24年9月27日 (木) 18:30～ 会 場：広島パシフィックホテル  
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。